

いわゆる「寺院墓地」と異教徒混淆埋葬の禁止

【解説】

明治二十年十月十三日に「府下各宗寺院総代 真宗大谷派眞浄寺副住職寺田福寿外二名」から東京府知事に対して、これまで上知した旧境内地墓地に共葬墓地が設定されていることについて、異教徒混淆による混乱が生まれていること、府下は住民の移動が多くいわゆる無縁墳墓が多くなり、無縁墳墓の改葬が認められていない状況・そしてこれからの人口増を考えると、檀家共有墓地として地券の下付を求めたものである。東京府は、この「下付願い」に対して、東京府はこれらの問題を認めた上での、市区改正(都市計画)の中で墓地の移転が求められている中、私有地になることによって費用がかさむことにもなり、地券の下付に反対をする意見を加えて、及び寺院側(寺田ら)による異教徒混淆による混乱の事例を添えて、明治二十一年三月に内務大臣宛に「伺い」をした提出した。また、知事は、前の伺いと「伺引替方」として、寺院の檀家のみを埋葬してきた旧慣がある場合には他宗の者が埋葬することを禁止することは認めた上で、地券の発行即ち共葬墓地を私有地にすることは認め難いという「伺」を提出、内務大臣は「伺いの通り」とする回答を明治二十一年四月二十五日に出している。

この一連の通達の中で気がかりな点は、東京府においては「共有墓地」と「共葬墓地」の違いを認識していない節があることである。「府下墓地之内奮官有地寺院境内ニ属セシモノハ地租改正之際成規ニ據リ共有墓地トナシ、其地券ハ區ハ區役所、郡ハ戸長役場へ相渡・・」とあり、共葬墓地(宗旨もしくは種族の区別なく埋葬される墓地)と共有墓地(共通の宗旨もしくは種族によって埋葬される墓地)の区別ができていない。それは本市例のタイトルにも「府下各宗寺院舊境内共有墓地ノ私有認可出願ヲ却下シ：・」とあるように、ここでも「共有墓地」という用語を用いている。ここでは「共有墓地」の対立概念が「私有墓地」であり、東京府サイドにおいては「共有墓地」であるから異教徒が埋葬されるのであり、東京府にも地券が寺院宛てに発行される私有地であれば異教徒混淆の混乱は生まれないという認識があったものと思われる。

しかし、当時の内務省は、新設の墓地は「共葬墓地」の新設しか認めず(明治十一年一〇月一日神奈川県伺いへの指令)、新しい共有墓地(いわゆる「寺院墓地」)を内務省が認めることはいだろうし、上知された土地を払い下げる可能性もなかった、と思われる。そして、ここで明治維新政府の方針として、墓地は、通常の私有地≡所有地とは異なり、政府の「許可」を受けた区域であり、自由に処分できる土地ではないこと、という認識があったものと思われるし、旧墓地埋葬法(墓地埋葬取締規則施行方法細則基準・明治十七年十一月八日・内務省達乙第四〇号)第三条によれば「墓地ハ種族宗旨ヲ別ス其市町村ニ本籍ヲ有シ若クハ其市町村ニ於テ死シタツモノハ何人ニテモ葬ルコトヲ得。其従前別段ノ慣習アルモノハ此限ニアラス」と規定があった。

それにもかかわらず、内務省は、旧境内地墓地において異教徒混淆による埋葬によって混乱が生じていることについては、混淆埋葬の禁止を容認する、こととした。すなわち、官有

地Ⅱ公有地であるにもかかわらず、宗旨混淆の禁止を容認したⅡ共有墓地の容認する理由は明確ではない。寺院勢力との妥協であったのであろうか。

現行の墓地埋葬法第一三条では「墓地、納骨堂又は火葬場の管理者は、埋葬、埋蔵、収蔵又は火葬の求めを受けたときは正当の理由がなければこれを拒んではならない」と規定する。この第一三条の解釈をめぐって、現代でも寺院墓地を中心として異宗の人々との埋葬をめぐる紛争が起こり、それが「正当な理由」であるかどうかについて判例も積み上げられてきている。そして、この問題を取り上げたのが、本研究会では鈴木龍也のコメントであった。

ただ、この明治二十一年の「宗旨混淆埋葬禁止」の指令は、たとえば昭和三十八年十一月の津地裁判決のように、「寺院墓地管理者は、その者が改宗離壇したことを理由としては原則としてこれを拒むことが出来ない」として明治期の指令を否定したが、慣習がある場合には「異宗の典札の施行を条件とする依頼や無典札で埋葬蔵を行うことを条件とする依頼は拒むことが出来る」と判示し、異宗の典札や無典札による埋葬蔵について拒絶することができるとした。私見によれば、寺院も信教の自由があるのであるから当時としてはその津地裁判決は妥当であったのかも知れないが、現代では墓地をめぐる状況が昭和三十八年当時とは異なってしまったことも考慮しなければならなくなった。

第一は、寺院が経営する墓地は、寺院が伝統的に管理してきた墓地（一般には「寺院墓地」と呼ばれているが）と、昭和二十一年九月三日警第八五号の通達に基づく墓地（いわゆる事業型墓地Ⅱかつての「共葬墓地」）に区別されるようになり、寺院の経営する墓地が寺院あるいはその檀信徒によって専用で用いる墓地に限定されなくなったことである。つまり、寺院が経営する墓地であっても、異宗の典札や無典札による受容しなければならない墓地が増加していることである。

第二は、寺院が伝統的に管理してきた墓地、いわば境内にある墓地であっても、一九九〇年以降「永代供養墓」（Ⅱ合葬式共同墓）と称して異宗の人々を受容しており、寺院自らが異宗派の人々、無宗教の人々の受容をはじめ、自らが寺院及び檀信徒専用の墓地という伝統を放棄しているのである。

このような状況下で、墓地が当該寺院などの宗教施設であるという主張やいわゆる「寺院墓地」という枠組みが急速に説得力を失ってきている、と思えるのである。（森 謙二）

『東京市史稿』（帝都二六） 明治二十一年 二二九―二四七頁 東京都

是日 明治二十一年（西暦一八九九年五月二九日）、府下各宗寺院舊境内共有墓地ノ私有認可出願ヲ却下シ、同時ニ、檀徒ノミノ埋葬ノ舊慣アルモノニ限り、異教異宗徒ノ混淆埋葬ヲ禁ズ。

寺院舊境内共有墓地へ異教異宗徒ノ混淆埋葬方取締

地租改正ニヨリ府下墓地ノ内舊官有地寺院境内ニ属セシモノハ分割シテ共葬墓地ヲ設定セルニ件ヒ、異教異宗徒ノ混淆埋葬ニヨル紛争等ノ弊害ヲ生ズ。因テ各寺院ヨリ上記出願アリ、府ハ内務大臣ニソノ措置ヲ稟申ス。

明治二十年十月廿日受出 判決十月廿五日 送達十月廿六日

知事印 第一部印

右ニ付稟請案 庶務課長印

府下各宗寺院総代

真宗大谷派 等光寺

外ニケ寺

境内共有墓地私有地券下附願

内務大臣宛 知事

舊寺院境内墓地之儀ニ付伺

當府下寺院総代真宗大谷派等光寺住職外式名ヨリ舊境内ヨリ分割セシ共有墓地ヲ各寺私有墓地トシテ地券下付之義別紙寫之通願出候。抑府下墓地之内舊官有地寺院境内ニ屬セシモノハ地租改正之際慮分方成規ニ據リ共有地トナシ、其地券ハ區ハ區役所、郡ハ戸長役場へ相渡、一般之埋葬差支無之様取計候義ニ有之、元來府下墓地ノ如キハ他府縣ト相異リ現今在京敖サ、ルモノ、墳墓モ夥多ニシテ、將來亦住居人ノ轉換甚シキハ申迄モ無之、故にニ共葬墓地ト爲シ、將來誰彼ヲ論セス埋葬差支ナカラシメサレハ後年非常ニ面積ヲ増加セサルヲ得サル場合ニ可相成又ニ市區改正等ノ事業ヲ施行スルニ當テハ市中ニ在ル墓地ハ之ヲ取除キ、以テ道路ヲ擴メ且市區ノ體面ヲ脩飾セサル可ラス。右等ノ場合ニ際シ寺院私有ノ墓地ナルト否ラサルトハ其難易同日ノ論ニ非ス。隨而費用ノ點黙ニ至リ大ナル差違ヲ生スヘキハ必然ノ勢ニ有之、現ニ稟議中ニ係ル墓地使用制限ノ如キ專ラ右等ノ點ニ基キ起草セルモノニ有之候。前陳之次第第二付、本願ニ對シテハ難聞届旨可及指令ト存候得共、該處分之義ハ他府縣ニモ相關シ候義ニ付一應相伺候條、至急何分之御指揮有之度候也。

理由 本願ハ一應地理局へ承合候處、同局ニ於テモ種々議論有之、要スルニ願意ハ採用難ニ相成、モノナレトモ、該處分ノ義ハ他府縣ニ相關シ候義ニ付、本案稟議スヘキモノトス。

寺有墓地地券御下附願

府下各宗寺院ノ首境内ニアリシ墓地ニシテ現今已ニ寺有即チ寺院ノ住職及ヒ檀家共有ノ墓地ト相成居候向モ有之候ヘトモ、或ハ寺院舊境内ノ墓地ニシテ維新後ハ青山・谷中等ノ一

般共葬地ト同様ノ性質ト相成リ候向モ甚タ多ク有之候。該寺院舊境内ノ墓地ニシテ一般共葬地ト相成候向モ固ヨリ市中ニアル墓地ナルユヘ、元来ソノ狭キヲ慮ルノ際無縁墓所ノ増加スルハ世事ノ止ムヘカラサル所ナルニ之ヲ除去スルコト能ハサレハ益々墓地ノ狭キヲ感スル最中ニ、近来ハ一般ノ人情市外ノ墓地ニ做テ廣濶ノ地ヲ望ミ候ヘトモ、固ヨリ墓地所有ノ權カナキ寺院ナレハ強チニ之ヲ制スル能ハスシテ、國ノ爲メ寺ノ爲メ不經濟ナルハ知リナカラモ之ヲ看過セサルヲ得ス。加之檀家ハ古来ノ習慣トシテ寺院舊境内ノ墓地ヲ以テ一般ニ佛教ノ靈地ナリト思ヒノ外、近来ハ其靈地内ニ他宗教ノ墓所ヲ建立スルヲ見テ大ニ驚キ苦情百出、終ニ甚タシキハ愚民競ヒ起テ公訴ヲナスニ到ル等政府ハ無用ノ繁勞ヲナシ、人民ハ不慮ノ惡感覺ヲ生スル事間往々其例少ガラス。於_レ是府下各宗ノ寺院ハ右等ノ事情ヨリシテ種々ノ都合ヲ慮ルノ餘リ、此度各宗派ヨリ委員ヲ撰出シテ再三之ヲ議セシメ、又其委員中ヨリ小生等三名ヲ更ニ撰出シテ請願委員トナシ候儀ニ御座候。依_レ之小生等府下各寺院ノ舊境内ニアリシ墓地ノ中維新後一般共葬地同様ニ變目相成候向ヲ此度改テ各寺院住職及ヒ檀家共有ノ墓地即チ寺有墓地トナシ、且ツ其寺院名受ノ地券御下附有之候様願度儀ニ御座候。右特別ノ御詮議ヲ以テ至急何分ノ御指令被_レ下度奉_ニ請願_一候也。

追テ本文ノ願意御許可ノ上各寺院ヨリ各自上願書面捧呈仕候儀ハ勿論ニ御座候也。

明治廿年十月十三日

府下各宗寺院總代

本郷區駒込蓬萊町廿三番地

真宗大谷派員淨寺副住職

寺 田 緇 壽 印

荏原郡北品川宿九十五番地

貝宗大谷漱正徳寺住職

平 松 理 英 印

淺草區松清町六十四番地

眞宗大谷派等光寺住職

土 岐 善 靜 印

東京府知事男爵 高 崎 五 六 殿

前件願出候ニ付奥印候也。

明治二十年十月十五日

東京府本郷區長 北 澤 正 誠 印
荏原郡北品川宿戸長 下 村 松 五 郎 印
東京府淺草區長 町 田 今 亮 印

○別紙。

添書

寺院所屬墓地ノ儀、從來該寺檀徒又ハ信徒ニ限り瘞埋之爲其境内或ハ他所ニ設置シ住職管理致來侯處、地券御發行之際該寺名受之券狀御下附之向モ有之侯得共、往々一町村若クハ一般共有ノ券狀御下附相成候者有之、不便之儀不尠、該寺檀徒信徒ニ在テハ葬祭等各宗派混淆、且ツ共有町村外ノ檀徒信徒ニ於テハ右共有權外ト相成、祖先ノ墳墓ト離隔セサルツ得サル等信仰追慕ノ情思ヲ妨ケ候ノミナラス、地所狹隘ニシテ共有者ノ區域擴充候ヨリ自然無縁ノ墓所ヲ増加シ宗教取締上障碍不尠候ニ付、別紙之通御管内淺草區松清町六拾四番地本派等光寺住職土岐善靜等府下各宗寺院惣代トシテ寺有墓地地券御下附願出候條、願意御聞届相成度、此段添テ相願候也。

明治二十年十月七日

眞宗大谷派管長

本山本願寺門跡

大谷光勝印

東京府知事男爵 高崎 五 六殿

府下各寺院境内墓地へ異宗教者ヲ埋葬セシ例アリヤノ御尋問ニ付御答

一、品川海蔵寺ニ於テ田中道治ナル耶蘇教葬ヲナサソトスルニヨリ、該寺ヨリ一般檀家ノ信仰上ニ關シ不都合少ナカラサル故ヲ以テ斷リタレトモ聞カス、終ニ警察へ願出テタルニ、共有墓地ナルヲ以テ斷ルコトヲ許サレス、不尠得止埋葬セシ趣キナリ。

一、麻布區本村町百四十七番地明稱寺墓地へ前田均ノ母ナル耶蘇教信者ヲ埋葬センコトヲ依頼アリ、前項同様ニ斷リタレトモ夫婦合葬ノ故ヲ以テ強テ申込ミ不尠得止埋葬セシ趣キナリ。

一、芝區三田臺町一丁目濟海寺ニ於テハ早川コトノ母ナル神道葬ヲ埋葬センコトヲ依頼アリ、斷リタレトモ夫婦合葬ノ故ヲ以テ強テ申込ミ不尠得止埋葬セシ趣キナリ。

一、淺草永住町覺恩寺ニ於テ岡田平馬ナル神道葬ヲ申込ミ、種々談判ノ末不尠得止埋葬セシ趣キナリ

一、本郷麟詳院檀家松浦家・稻葉家ニ於ケル、又下谷高德寺檀家前田家ニ於ケル如キハ祖先ノ古墳ヲ神道ニ改葬セント強テ申込ミ不尠得止許諾セシ趣キナリ。

右至急ノ儀ニ付容易ニ取調へ得シモノミ記載仕リ、不尠敢テ取御答申上候也。

明治廿一年二月一日

府下各宗寺院墓地件願委員總代

本郷區駒込蓬萊町廿三番地

眞淨寺副住職

寺田 緇壽

東京府知事子爵高崎 五 六殿

明治二十一年三月五日受付 判決三月九日 洽達三月十日
知事代理書記官 第一部長印

庶務課 長署名

寺院舊境内墓地之義伺書引替方上申案

内務大臣宛

知事

一 寺院舊境内墓地之義伺書引替ニ付上申

當府下寺院總代眞宗大谷派等光寺住職外ニ名ヨリ舊境内墓地私有地ニ下渡願之儀ニ付、客年十月廿六日付ヲ以相伺置候處、右ハ再查ヲ要セシ廉有之、更ニ別紙進達候間、最前ノ伺書ト御引替相成度、此段及ニ上中一候也。

追而願書寫之義ハ最前之分其儘御止置相成度、此段副申候也。

引替稟議案

内務大臣宛

寺院舊境内墓地之義ニ付伺

知事

當府下寺院總代員宗大谷派等光寺住職外ニ名ヨリ舊境内ヨリ分割セシ共有墓地ヲ各寺私有墓地トシテ地券下付之儀別紙寫之通願出候處、府下墓地之内奮官有地寺院境内ニ属セシモノハ地租改正之際成規ニ據リ共有墓地トナシ、其地券ハ區ハ區役所、郡ハ戸長役場へ相渡、一般之埋葬差支無之之様取計候義ニ有之、本願之大意ハ他宗ノ者混淆埋葬[✓]タシ候テハ將來之不都合ヲ慮ルノ一^ノ點ヨリ各寺へ私有墓地ノ地券下渡方相願候義ト存候得共、右ハ素ヨリ聞居ヘキ筋ニ無之、然ルニ善境内ヨリ分割セシ共葬墓地ハ従前多クハ其寺院之檀家ノミヲ埋葬シ來候ニ付テハ、其慣行アルモノニ限り他宗ノ者ハ埋葬セサル様取計、右願書ニ對シテハ私有墓地ト爲シ候義ハ難^ニ聞届旨可^レ及^ニ指令ト存候得共、右處分方ニ付テハ他府縣ニモ相關シ候義ニ付、一庶此段相伺候也。

追而墓地管理方之義ハ更ニ取調相伺可^レ申候。此段副申候也。

伺之通。廿一年四月廿五日

右ニ付通知案

警視總監宛

内務大臣

知事

當府下寺院總代眞宗大谷派等光寺住職外ニ名ヨリ舊境内墓地之義ニ付出願ニヨリ、別紙高之通内務大臣へ及ニ稟議一置候。就テハ右指令濟之上ハ墓地及埋葬取締細則中改正ヲ要スル廉ハ更ニ可^レ及^ニ御協議ト存候得共、先以此段及ニ御通知一候也。

理由 本願ニ付内務省へ稟議之處、地理局長ヨリ本文之主意ニ伺書訂正引替之義談示有之、依而本案之通引替へキモノトス。且右伺濟之上ハ墓地及埋葬取締細則ニ關係コレアルニ付、警視へ通牒シ置方可然ト思考シ本案ヲ草ス。

明治二十一年五月廿一受付 判決五月二六日 送達五月二九日

知事代理書記官第一部長印

庶務課長印

共有墓地之義ニ付願

府下各宗寺院惣代

真宗大谷派 等 光 寺

外ニケ寺

指令案

書面願之趣認許難ニ相成一俟事。

理由 別紙之通内務大臣稟議濟ニ付、従前其宗旨ノミ埋葬來リシ慣行アル墓地ハ、目下寺院惣代へ申付取調中ニ付更ニ處分スへキモノトシ、本案指令スへキモノトス。

明治二十一年五月十日受付

知事 第一部長印

庶務課長印

各宗寺院へ墓地取調方達ノ件

口達案

先般出願ニ依リ調査上必要ニ付、寺院舊境内ヨリ分割セシ共有墓地ニシテ分割以前其宗旨ノ者ノミ埋葬來リシ慣行アル墓地、區郡町村名地番號寺號共取調、早々差出スヘシ。但、目下共葬墓地中宗旨違ヒノ寺院へ貸借シタルモノ及合寺度寺ノ分共無[✓]洩取調ヘシ。理由 別紙之通内務大臣稟議濟ニ付、出願人各宗寺院惣代へ取調方相達シ、調書差出候上成分方取調へキモノトス

明治二十一年稟申録 墓地 庶務課地積掛

明治二十年十月八日一覽濟

知事 印 第一部長 印

庶務課長 印

一、浅草區長ヨリ共葬墓地ヲ寺院名受之墓地ニ引直シ願之義ニ付上申

庶甲第四三三一號

本郷區駒込蓬萊町廿三番地貝宗大谷派真淨寺副住職寺田福壽外二名ヨリ御廳へ請願有之、

其奥印願出候。右願意ハ府下各共有墓地ヲ寺有墓地ニ引直シ各寺院名受ノ地券状ヲ夫々下付相成度義ニ付、府下寺院各宗派ヨリ委員ヲ撰出シ、又其委員中ヨリ前記寺田福壽外式名ヲ更ニ撰出シテ請願委員トナシ出願セシ旨ニ候處、願書面ヲ按スルニ全ク建白ニ屬スヘキモノ、如ク被_レ考、又果シテ請願ニ出ツルモノトセハ固ヨリ同規則ニ抵触シタルモノユシテ御受理可ニ相成一筋ニ無_レ之ト相考候ニ付其旨示論候得共、達テ出願致度申立候ニ付其儘奥印ヲ與候間、不日御廳へ出願可_レ致候條、可_レ然御詮議相成度、此段上申候也。

明治二十年十月六日

東京府知事男爵高 崎 五 六 殿

浅草區長 町 田 今 亮 印
明治二十年開申録 墓地之部 庶務課